

## 橋本市制施行 20 周年記念キャッチコピー募集要項

### 1 趣旨

橋本市は令和 8 年 3 月 1 日に市制 20 周年を迎えます。この 20 周年の節目を市民の皆さまとともに祝うとともに、橋本市の魅力を市内外に効果的に発信するためのシンボルとして、記念事業等に広く活用できるキャッチコピーを募集します。

～橋本市制 20 周年コンセプト～

『歴史をふりかえる

今をもっと好きになる

そして、未来にワクワクする』

### 2 募集内容

橋本市制 20 周年記念キャッチコピー

### 3 使用目的

橋本市制 20 周年を広く PR するため、各種印刷物や市ホームページ等で使用するほか、記念事業や関連グッズにも使用します。

### 4 応募資格

どなたでもご応募していただけます。

### 5 応募方法

応募用紙を郵送、持参、または応募フォームにより応募してください。

#### (1) 郵送または持参の場合

応募用紙に必要事項を記載の上、

〒648-8585（住所記入不要）

橋本市役所 総合政策部 秘書広報課 あて

※応募用紙は橋本市ホームページからダウンロードできるほか、市役所秘書広報課および各地区公民館で配布しています。

#### (2) 応募フォームの場合

「LoGo フォーム」から応募してください。

URL および二次元コードは次のとおりです。

## 6 応募要領

- (1) 「1 趣旨」や橋本市制 20 周年コンセプトを踏まえ、橋本市に対する思いや未来への希望・イメージなどを端的に表現したものとしてください。
- (2) 記号やスペースも含め、20 字程度としてください。
- (3) 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字、記号・スペースの利用が可能です。ただし、一般的なパソコンで表示が困難な文字や意味の分かりにくい単語、一般的に浸透していない外来語は使用できません。
- (4) 何点でも応募できます。また、自作、未発表のものに限ります。
- (5) 応募作品とあわせて、作品の意味や意図、簡単な説明（200 字以内）を提出してください。
- (6) 応募用紙に住所・氏名・電話番号・生年月日（年齢）等を記入してください。
- (7) 採用された作品は、原案を尊重しながら必要に応じて補正や修正を加える場合があります。

## 7 応募期限

令和 6 年 12 月 18 日（水）

## 8 選考および発表

- (1) 選考方法  
応募された作品は、庁内会議で選考
- (2) 発表  
「広報はしもと」および市ホームページにて発表するとともに、採用作品応募者には直接通知します。なお、採用作品に選ばれた人の住所（大字まで）、氏名を公表させていただきます。

## 9 表彰

- (1) 最優秀作品            1 点  
賞状および副賞 Q U O カード 2 万円分
- (2) 優秀賞                1 点  
賞状および副賞 Q U O カード 1 万円分

## 10 注意事項

- (1) 最優秀賞を受賞した作品の著作権、商品化権、二次使用权、商標権その他一切の権利は橋本市に譲渡するものとし、その使用に関して応募者は著作者人格権を行使できないものとします。

- (2) 応募作品の著作権、使用等にかかる問題が発生した場合は、全て応募者の責任となります。
- (3) 最優秀賞を受賞した作品以外の応募作品の著作権は応募者に帰属しますが、市は広報や報道機関への情報提供において自由に公表、使用できるものとします。
- (4) 応募作品のデータや書類は返却しません。
- (5) 応募作品は、提出後に修正することはできません。
- (6) 次に記載する応募は選考対象となりません。
  - ① 応募内容に不備または虚偽の記載があった場合
  - ② 応募内容の必須事項（氏名・住所・電話番号等）を記入していない場合
  - ③ 応募作品が次のいずれかに該当する場合
    - ・公序良俗に反する場合
    - ・すでに発表されているものと同じもしくは酷似している場合
    - ・第三者の知的財産権を侵害する恐れがある場合
    - ・法令または本募集要項に反する場合
- (7) 応募者の個人情報については、応募状況の確認、作品の審査・発表、採用者への通知等、本事業以外の目的で使用することはありません。
- (8) 応募をもって本要項に同意いただいたものとみなします。

## 1 1 応募・問い合わせ先

〒648-8585

和歌山県橋本市東家一丁目1番1号

橋本市役所 総合政策部 秘書広報課

電話：0736-33-1141

E-Mail：hisyo@city.hashimoto.lg.jp